

成城学園初等学校いじめ防止対策等に関する規程

この規程は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、同年 9 月 28 日施行）に基づき、成城学園初等学校（以下「初等学校」という。）における児童によるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめとして認知した事案及び重大事態への対処、いじめ防止基本方針の評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 1 いじめ対策委員会の設置

初等学校に、いじめ防止対策等を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

対策委員会は、常設とし、必要に応じて会議を開催する。

1. 対策委員会の組織

対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長、副校長、生活部長、他部長より 1 名、専科教諭より 1 名以上、養護教諭、スクールカウンセラー、事務長、その他校長が必要と判断する者。
- (2) 校長は、委員長として対策委員会を招集する。
- (3) 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- (4) 対策委員会が個別のいじめ事案に関する審議を行う場合、その事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、審議に参加できない。

2. 対策委員会の審議事項等

対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめ防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- (2) いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- (4) その他いじめ防止等に関すること。

第 2 いじめの防止に関する対応

対策委員会は、いじめ防止に向け、次に掲げる活動を行う。

1. いじめ防止等への啓発活動

児童、保護者及び教職員に対して、インターネット等を通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等に関する理解を深めるために、啓発活動を行う。

2. 道徳教育及び体験活動等の充実

児童に対して、いじめの防止のために、児童の道徳教育及び体験活動の充実を図る。

3. 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

4. 生命教育の推進

多種多様な機会と教材を通じて、『生命教育』の徹底を図り、他者をいたわる心の育みや自殺等の衝動的な行動に進まないよう指導を行う。

第3 いじめの早期発見に関する対応

対策委員会は、いじめの早期発見に向け、次に掲げる取り組みを行う。

1. 相談体制の整備

児童及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2. 定期的な調査その他の必要な措置

児童に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3. 情報の収集と共有

担任面談の定期的な実施や、休み時間に行動を共にすることで、児童から情報を収集するとともに、いじめの早期発見と早期対応を行う。また、クラス担任、授業担当者、特研顧問、養護教諭やスクールカウンセラーとの連絡を密にすることで、いじめに関する情報の共有を図る。

4. いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

児童、保護者及び教職員から、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる旨の通報を受けた場合は、速やかに事実確認を行うための措置等に着手する。

第4 いじめへの対処

対策委員会は、いじめの発生に対し、次に掲げる対応を行う。なお、いじめ事案に係る流れについては、別紙のとおり定める。

1. 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて聴き取り調査、担任面談等により、事実の有無の確認を行うための措置を行う。

(2) 学園長及び東京都私学部への報告

校長は、事実確認を行った結果を学園長に報告しなければならない。また、当該いじめ事案が重大事態であると判断した場合は、発生的事实を速やかに東京都私学部に報告しなければならない。

2. いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた児童等への対応

①いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

②必要に応じて、いじめを受けた児童又はいじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じる。

③早急に、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援の方策を検討し、周囲の児童への対応も考慮しながら適切な対応を行う。

(2) いじめを行った児童への対応

①いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

②早急に、いじめを行った児童に対する指導を実施し、周囲の児童への対応も配慮しながら、適切な対応を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(5) 再発防止への対応

いじめを行った児童に対し、保護者同席のもと、校長より厳重な注意を行い、再発防止に努める。また、同じ児童により再び同様の重大事態があった場合は、それ相当の懲戒処分となることを確認する。

3. 重大事態への対処

校長は、重大事態の発生が確認された場合は、当該重大事態への対処及び再発防止を図るため、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（1）調査委員会の組織

①重大事態の調査には、学校が主体となつて行う場合と、学校の設置者が主体となつて行う場合があるが、学校が主体となつて行うとの判断がなされた場合は、以下に掲げるいずれかの方法で調査委員会を組織する。

1) 対策委員の中から校長が委員として指名した者に、専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えた組織。

2) 専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者による組織。

②調査委員会に委員長を置き、校長が指名する者をもって充てる。

③調査委員会は、公平性・中立性が確保され、客観的な事実認定が行えるよう構成する。

（2）調査委員会の職務

①調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明らかにするために必要な調査を行い、必要に応じて関係者に対し資料の提出を求める。

②調査委員会は、調査及び提供された資料等に基づいて、当該重大事態の発生原因及び当該重大事態に至った経緯等に関する事実関係を認知する。

③調査委員会は、認知した事実関係その他の必要な情報について報告書を作成し、校長に提出する。

（3）報告書に対する措置

①校長は、調査委員会が認知した事実関係その他の必要な情報を基に、いじめを受けたとする児童生徒及びその保護者に対し、適切に対応する。

②校長は、当該重大事態に係る事実関係その他必要な情報を、速やかに学園長及び東京都私学部に報告しなければならない。

第5 全教職員による学校の基本方針の評価

対策委員会を中心とした全教職員により、いじめ防止基本方針の検証を行い、必要に応じ見直しを図る。

以上